

久喜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市下水道事業の設置等に関する条例（平成28年久喜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3,643.2ヘクタール」を「3,884.3ヘクタール」に改め、同条第3項中「121,010人」を「100,800人」に改め、同条第4項中「80,120立方メートル」を「56,430立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。